

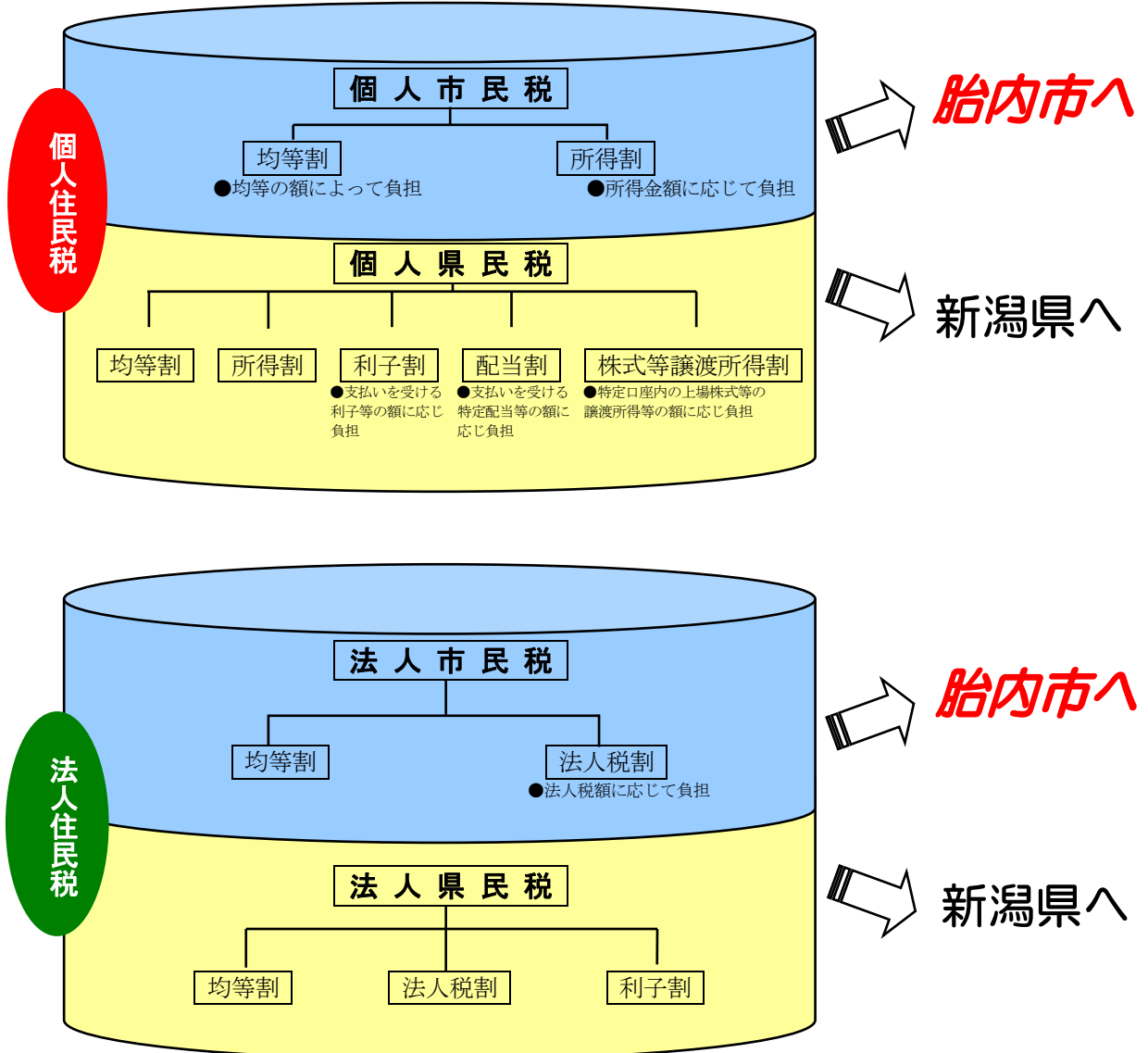
住民税

1 住民税とは？

市や県が行政運営をしていく上で必要な費用を、私たち住民や市内に事業所を有する法人がそれぞれの負担能力に応じて分担しあうという性格の税金です。

個人が納めるものを「**個人住民税**」、法人が納めるものを「**法人住民税**」といいます。

【住民税の内訳】



個人の住民税

1 個人の住民税を納める人（納税義務者）

1月1日現在に住所がある市町村へその年の住民税を納めます。

住所がなくても、事務所、事業所、家屋敷のある人は条件により均等割のみの納税義務を負います。

納税義務者	納める市民税	
	均等割	所得割
胎内市内に住所がある人	○	○
胎内市内に住所がなく、事務所、事業所、家屋敷のある人	○	×

2 個人の住民税が課税されない人

所得割がかからない人	<p>●前年の総所得金額等※1が下記金額以下の人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象配偶者+扶養親族者数</th> <th>所得割非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: right;">¥450,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">n人</td> <td style="text-align: right;">$(n+1) \times 350,000 + 320,000 + 100,000$</td> </tr> </tbody> </table> <p>例) 扶養親族者数が1人の場合、上記の式に当てはめると・・・ $((1+1) \times 350,000) + 320,000 + 100,000 = \underline{\underline{¥1,120,000}}$ 以下 → 所得割額が非課税となります。</p>	控除対象配偶者+扶養親族者数	所得割非課税限度額	なし	¥450,000	n人	$(n+1) \times 350,000 + 320,000 + 100,000$
控除対象配偶者+扶養親族者数	所得割非課税限度額						
なし	¥450,000						
n人	$(n+1) \times 350,000 + 320,000 + 100,000$						
均等割も所得割もかからない人	<p>●生活保護法によって生活扶助を受けている人</p> <p>●障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人</p> <p>●前年の合計所得金額※2が下記金額以下の人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象配偶者+扶養親族者数</th> <th>均等割非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: right;">¥380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">n人</td> <td style="text-align: right;">$(n+1) \times 280,000 + 168,000 + 100,000$</td> </tr> </tbody> </table> <p>例) 扶養親族者数が1人の場合、上記の式に当てはめると・・・ $((1+1) \times 280,000) + 168,000 + 100,000 = \underline{\underline{¥828,000}}$ 以下 → 均等割額が非課税となります。</p>	控除対象配偶者+扶養親族者数	均等割非課税限度額	なし	¥380,000	n人	$(n+1) \times 280,000 + 168,000 + 100,000$
控除対象配偶者+扶養親族者数	均等割非課税限度額						
なし	¥380,000						
n人	$(n+1) \times 280,000 + 168,000 + 100,000$						

総所得金額とは

事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合課税の譲渡所得、一時所得の金額の合計額（ただし、利子所得のうち県民税利子割の課税対象となるものは含みません。）

総所得金額等※1とは

総所得金額、土地・建物の譲渡所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

合計所得金額※2とは

純損失、雑損失及び特定の居住用財産買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除前の総所得金額等です。

3 個人の住民税の納期

胎内市における個人の住民税の納期は下記のとおりです。

- (1) 普通徴収・・・住民税を4回の納期に分けて、納税義務者が直接金融機関に、納付書又は口座振替により納めてもらう方法です。

第1期	7月1日
第2期	9月1日
第3期	10月31日
第4期	12月25日

- (2) 給与所得等に係る特別徴収・・・給与所得者の住民税については、税額の通知を受けた納税義務者の勤務先が、給与から毎月住民税を天引きし、市役所へ納めてもらう方法です。

6月分	7月10日	12月分	1月10日
7月分	8月13日	1月分	2月10日
8月分	9月10日	2月分	3月10日
9月分	10月10日	3月分	4月10日
10月分	11月11日	4月分	5月12日
11月分	12月10日	5月分	6月10日

- (3) 公的年金に係る特別徴収・・・65歳以上の公的年金受給者で特別徴収の対象となる方の住民税については、公的年金の支払をする機関が、納税義務者の公的年金から支払月毎に住民税を天引きし、市役所へ納めてもらう方法です。

4月分	5月10日
6月分	7月10日
8月分	9月10日
10月分	11月11日
12月分	1月10日
2月分	3月10日

公的年金の特別徴収開始年度と2年目以降の徴収方法

特別徴収が始まる年・・・6月と8月に年額の4分の1ずつを普通徴収(納付書又は口座振替)により納付します。10月、12月、2月は支給される年金から年額の6分の1ずつを特別徴収します。

特別徴収2年目以降・・・4月、6月、8月は、前年度の年額の6分の1を特別徴収します。10月、12月、2月は年額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1の額をそれぞれ特別徴収します。

4 個人の住民税の均等割

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度まで、住民税の均等割税額が引き上げられました。なお、令和6年度からは東日本大震災に係る均等割額の引上げは終了しましたが、新たに森林環境税（国税）※1,000円が均等割と併せて課税されます。

※森林環境税とは、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

		平成26年度から 令和5年度まで	令和6年度以降	差額
国税	森林環境税	—	1,000円	1,000円
県民税	個人住民税	1,500円	1,000円	-500円
市民税	均等割	3,500円	3,000円	-500円
合計		5,000円	5,000円	0円

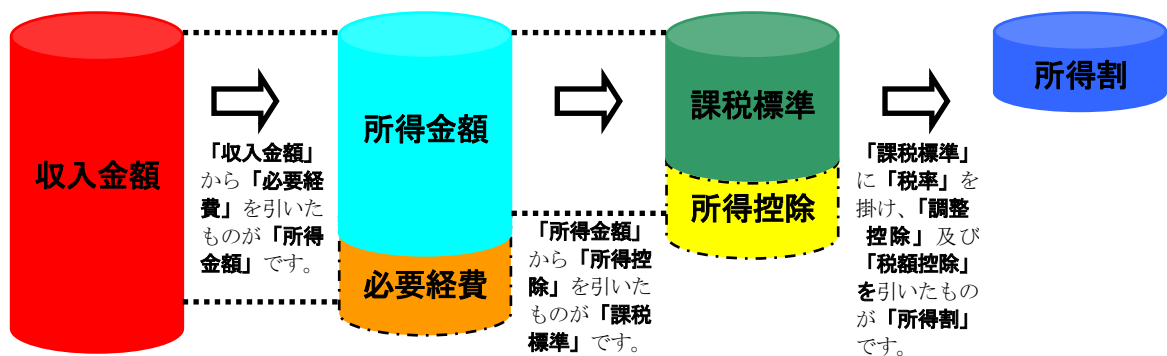
5 個人の住民税の所得割

(1) 所得割の計算方法

所得割の計算方法は、下記のとおりです。

$$\left(\text{所得金額} - \text{所得控除} \right) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割}$$

↓
課税標準



「令和6年度版」

(2) 所得金額

前年の1月1日から12月31日までの収入金額をもとに、下表により所得金額を算出します。

所得の種類		所得金額の算出方法																																						
事業	営業等 (商・工業などの自営業から生ずる所得)	収入金額 - 必要経費																																						
	農業 (農業から生ずる所得)	収入金額 - 必要経費																																						
	不動産所得 (土地や建物などの貸付から生ずる所得)	収入金額 - 必要経費																																						
	利子所得 (公債・社債、預貯金の利子などの所得)	収入金額 = 所得金額																																						
	配当所得 (株式や出資などの所得)	収入金額 - 元本取得に要した負債の利子																																						
	給与所得 (給料、賃金、賞与所得)	収入金額 - 給与所得控除額 ※給与所得控除額の計算方法																																						
課税総所得金額	雑所得	収入金額																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入金額</th> <th rowspan="2">給与所得控除額の計算</th> </tr> <tr> <th>超え</th> <th>以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>180万円</td> <td>収入金額 × 0.4 - 10万円 (最低55万円)</td> </tr> <tr> <td>180万円</td> <td>360万円</td> <td>収入金額 × 0.3 + 8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円</td> <td>660万円</td> <td>収入金額 × 0.2 + 44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円</td> <td>850万円</td> <td>収入金額 × 0.1 + 110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円</td> <td></td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額		給与所得控除額の計算	超え	以下		180万円	収入金額 × 0.4 - 10万円 (最低55万円)	180万円	360万円	収入金額 × 0.3 + 8万円	360万円	660万円	収入金額 × 0.2 + 44万円	660万円	850万円	収入金額 × 0.1 + 110万円	850万円		195万円																		
		収入金額		給与所得控除額の計算																																				
		超え	以下																																					
			180万円	収入金額 × 0.4 - 10万円 (最低55万円)																																				
		180万円	360万円	収入金額 × 0.3 + 8万円																																				
		360万円	660万円	収入金額 × 0.2 + 44万円																																				
		660万円	850万円	収入金額 × 0.1 + 110万円																																				
		850万円		195万円																																				
		※ 収入金額が660万円未満の場合、実際には簡易給与所得表から直接給与所得を求めます。																																						
公的年金等 (国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金所得)	公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ※公的年金等控除額の計算方法 (公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">収入金額</th> <th rowspan="2">公的年金等控除額の計算</th> </tr> <tr> <th>以上</th> <th>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上</td> <td></td> <td>330万円</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円</td> <td>410万円</td> <td>収入金額 × 0.25 + 27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円</td> <td>770万円</td> <td>収入金額 × 0.15 + 68万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円</td> <td>1,000万円</td> <td>収入金額 × 0.05 + 145万5千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円</td> <td></td> <td>195万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満</td> <td></td> <td>130万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円</td> <td>410万円</td> <td>収入金額 × 0.25 + 27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円</td> <td>770万円</td> <td>収入金額 × 0.15 + 68万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円</td> <td>1,000万円</td> <td>収入金額 × 0.05 + 145万5千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円</td> <td></td> <td>195万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		収入金額		公的年金等控除額の計算	以上	未満	65歳以上		330万円	110万円	330万円	410万円	収入金額 × 0.25 + 27万5千円	410万円	770万円	収入金額 × 0.15 + 68万5千円	770万円	1,000万円	収入金額 × 0.05 + 145万5千円		1,000万円		195万5千円	65歳未満		130万円	60万円	130万円	410万円	収入金額 × 0.25 + 27万5千円	410万円	770万円	収入金額 × 0.15 + 68万5千円	770万円	1,000万円	収入金額 × 0.05 + 145万5千円		1,000万円		195万5千円
		収入金額			公的年金等控除額の計算																																			
	以上	未満																																						
65歳以上		330万円	110万円																																					
	330万円	410万円	収入金額 × 0.25 + 27万5千円																																					
	410万円	770万円	収入金額 × 0.15 + 68万5千円																																					
	770万円	1,000万円	収入金額 × 0.05 + 145万5千円																																					
	1,000万円		195万5千円																																					
65歳未満		130万円	60万円																																					
	130万円	410万円	収入金額 × 0.25 + 27万5千円																																					
	410万円	770万円	収入金額 × 0.15 + 68万5千円																																					
	770万円	1,000万円	収入金額 × 0.05 + 145万5千円																																					
	1,000万円		195万5千円																																					
合計所得金額が1,000万円超えの場合は国税庁HP等をご覧ください。																																								
その他 (生命保険契約による年金など他の所得に当てはまらない所得)	収入金額 - 必要経費																																							
総合課税の譲渡所得 (ゴルフ会員権や砂利採取などの資産の譲渡から生ずる所得)	長期※1	(収入金額 - (取得費 + 譲渡に要した費用) - 特別控除額) × 1/2																																						
	短期※2	収入金額 - (取得費 + 譲渡に要した費用) - 特別控除額																																						
※「特別控除額」は、長期と短期を併せ最高で50万円です。																																								
一時所得 (生命保険契約等に基づく一時金、賞金や懸賞当選金などの所得)	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2 ※「特別控除額」は、最高で50万円です。																																							

「令和6年度版」
課税総所得金額以外の所得

所得の種類	所得金額の算出方法														
分離課税の譲渡所得 (土地や建物などの譲渡から生ずる所得)	長期※3 $\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡に要した費用}) - \text{特別控除額}$														
	短期※4 $\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡に要した費用}) - \text{特別控除額}$														
	<p>※特別控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別控除の区分</th> <th>特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地収用法などで土地建物等を収用された場合</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>居住用財産を譲渡した場合</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定土地区画整理事業のため土地等を譲渡した場合</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定住宅地造成事業等のため土地等を譲渡した場合</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>農地保有合理化等のため農地等を譲渡した場合</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の一般の土地建物等を譲渡した場合</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	特別控除の区分	特別控除額	土地収用法などで土地建物等を収用された場合	5,000万円	居住用財産を譲渡した場合	3,000万円	特定土地区画整理事業のため土地等を譲渡した場合	2,000万円	特定住宅地造成事業等のため土地等を譲渡した場合	1,500万円	農地保有合理化等のため農地等を譲渡した場合	800万円	上記以外の一般の土地建物等を譲渡した場合	0円
特別控除の区分	特別控除額														
土地収用法などで土地建物等を収用された場合	5,000万円														
居住用財産を譲渡した場合	3,000万円														
特定土地区画整理事業のため土地等を譲渡した場合	2,000万円														
特定住宅地造成事業等のため土地等を譲渡した場合	1,500万円														
農地保有合理化等のため農地等を譲渡した場合	800万円														
上記以外の一般の土地建物等を譲渡した場合	0円														
分離課税の上場株式等に係る配当所得 (株式や出資などの所得)	$\text{収入金額} - \text{元本取得に要した負債の利子}$ ※ 分離課税を選択した場合は配当控除は受けられません。 ※ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除(3年間)ができます。														
株式等の譲渡所得等 (株式などの譲渡から生ずる所得)	$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡に要した費用} + \text{所得に要した負債の利子でその年中に支払うべきもの})$														
先物取引に係る雑所得等 (先物取引に係る所得)	差金等決済に係る先物取引による事業所得及び雑所得														
山林所得 (山林を伐採しての譲渡や山林を立木のまま譲渡したりすることによる所得)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$ ※「特別控除額」は、最高で50万円です。														
退職所得 (退職手当や一時恩給などの所得)	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ <p>※退職所得控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別控除の区分</th> <th>特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続年数が20年以下の場合</td> <td>40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)</td> </tr> <tr> <td>勤続年数が20年を超える場合</td> <td>800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)</td> </tr> </tbody> </table>	特別控除の区分	特別控除額	勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)	勤続年数が20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)								
特別控除の区分	特別控除額														
勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)														
勤続年数が20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)														

- 長期※1とは 譲渡した日現在において所有期間が5年を超えるもの
 短期※2とは 譲渡した日現在において所有期間が5年以下のもの
 長期※3とは 譲渡した年の1月1日現在において所有期間が5年を超えるもの
 短期※4とは 譲渡した年の1月1日現在において所有期間が5年以下のもの

退職所得に係る住民税の納入方法

退職所得にかかる市・県民税については、退職手当等の支払者(特別徴収義務者)が、退職手当等を支払う際に退職所得に係る税額を計算し、支払額から天引き徴収し納入する特別徴収となっています。

「令和6年度版」

(3) 所得控除額

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。

対象は、前年の1月1日から12月31日までの支払いに応じたものです。

所得控除の種類	所得控除額																								
雑損控除 (災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合)	次のいずれか多いほうの金額 ① $(\text{損失額} - \text{保険金等による補てん額}) - (\text{総所得金額等の合計額}) \times 1/10$ ② $\text{災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}$																								
医療費控除 (1年間に支払った医療費が、一定額以上ある場合)	$(\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等で補填される金額}) - \{ \text{①}(10 \text{万円}) \text{又は} \text{②}(\text{総所得金額等} \times 5/100) \text{の} \text{①、②いずれか低いほうの金額}$ 限度額は200万円です。																								
セルフメディケーション税制医療費控除 (一定の取組を行うものが1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額が一定額以上あるとき)	$\text{支払ったスイッチOTC医薬品の購入額} - \text{保険金等で補填される金額} - 12,000 \text{円}$ 限度額は88,000円です。																								
社会保険料控除 (国民健康保険税や国民年金保険料、介護保険料などの支払いがある場合)	支払った額																								
小規模企業共済等掛金控除 (小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金などの支払いがある場合)	支払った額																								
生命保険料控除 (生命保険料や個人年金保険料の支払いがある場合)	<p>◆平成23年12月31日以前の契約(旧契約) 一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額については、下表のとおり計算してください。</p> <table border="1" data-bbox="683 1200 1468 1503"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下の場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>$\text{支払金額} \times 1/2 + 7,500 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>$\text{支払金額} \times 1/4 + 17,500 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>両方適用になる場合</td> <td>それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆平成24年1月1日以後の契約(新契約) 一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額については下表のとおり計算してください。</p> <table border="1" data-bbox="683 1603 1468 1886"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下の場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下の場合</td> <td>$\text{支払金額} \times 1/2 + 6,000$</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下の場合</td> <td>$\text{支払金額} \times 1/4 + 14,000$</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>複数適用になる場合</td> <td>それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約と旧契約の両方をご契約されている方 一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、控除ごとに①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。 なお、③を選択して、控除の適用を受ける場合の適用限度額はそれぞれ28,000円です。</p>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下の場合	全額	15,000円を超え40,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/2 + 7,500 \text{円}$	40,000円を超え70,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/4 + 17,500 \text{円}$	70,000円を超える場合	35,000円	両方適用になる場合	それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下の場合	全額	12,000円を超え32,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/2 + 6,000$	32,000円を超え56,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/4 + 14,000$	56,000円を超える場合	28,000円	複数適用になる場合	それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																								
15,000円以下の場合	全額																								
15,000円を超え40,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/2 + 7,500 \text{円}$																								
40,000円を超え70,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/4 + 17,500 \text{円}$																								
70,000円を超える場合	35,000円																								
両方適用になる場合	それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。																								
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																								
12,000円以下の場合	全額																								
12,000円を超え32,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/2 + 6,000$																								
32,000円を超え56,000円以下の場合	$\text{支払金額} \times 1/4 + 14,000$																								
56,000円を超える場合	28,000円																								
複数適用になる場合	それぞれの控除額の合計額 限度額は70,000円です。																								

「令和6年度版」

地震保険料控除 (地震保険料や旧長期損害保険料の支払いがある場合) 旧長期保険契約※5とは…平成18年12月31日までに締結した損害保険契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものを除く。)のうち、保険期間又は共済期間の満了後満期返金を支払う旨の特約のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの、また、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支払った保険料の区分</th> <th colspan="2">支払った保険料</th> <th rowspan="2">地震保険料控除額</th> </tr> <tr> <th>超え</th> <th>以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 地震保険料に係るものだけの場合</td> <td></td> <td>50,000円</td> <td>支払金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円</td> <td></td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 旧長期損害保険※5に係るものだけの場合</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>15,000円</td> <td>支払金額×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円</td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>両方ある場合</td> <td></td> <td></td> <td>限度額は25,000円です</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の区分	支払った保険料		地震保険料控除額	超え	以下	① 地震保険料に係るものだけの場合		50,000円	支払金額×1/2	50,000円		25,000円	② 旧長期損害保険※5に係るものだけの場合		5,000円	全額	5,000円	15,000円	支払金額×1/2 + 2,500円	15,000円		10,000円	両方ある場合			限度額は25,000円です																		
	支払った保険料の区分		支払った保険料			地震保険料控除額																																								
		超え	以下																																											
	① 地震保険料に係るものだけの場合		50,000円	支払金額×1/2																																										
		50,000円		25,000円																																										
② 旧長期損害保険※5に係るものだけの場合		5,000円	全額																																											
	5,000円	15,000円	支払金額×1/2 + 2,500円																																											
	15,000円		10,000円																																											
両方ある場合			限度額は25,000円です																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得控除の種類</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合) </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>1人につき26万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1人につき30万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>1人につき53万円</td> <td>控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td> ひとり親・寡婦控除 (現に婚姻していない人で子が扶養親族になっている場合や夫(妻)と死別、離別又は夫が生死不明である人で一定の要件に該当する場合) </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td> <td>30万円</td> <td>現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> <td>ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td> 勤労学生控除 (納税義務者自身が勤労学生である場合) </td> <td> 26万円 ただし、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得が10万円以下の人 </td> </tr> <tr> <td> 配偶者控除 (納税義務者の妻又は夫で、生計を一にし、かつ合計所得金額が48万円以下である場合) </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の前年の合計所得額</th> <th>配偶者控除額</th> <th>老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超え 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超え 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">控除適用無し</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	所得控除の種類	所得控除額	障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>1人につき26万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1人につき30万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>1人につき53万円</td> <td>控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	要件	障害者	1人につき26万円	精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など	特別障害者	1人につき30万円	精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など	同居特別障害者	1人につき53万円	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合	ひとり親・寡婦控除 (現に婚姻していない人で子が扶養親族になっている場合や夫(妻)と死別、離別又は夫が生死不明である人で一定の要件に該当する場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td> <td>30万円</td> <td>現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> <td>ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	要件	ひとり親	30万円	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	寡婦	26万円	ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	勤労学生控除 (納税義務者自身が勤労学生である場合)	26万円 ただし、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得が10万円以下の人	配偶者控除 (納税義務者の妻又は夫で、生計を一にし、かつ合計所得金額が48万円以下である場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の前年の合計所得額</th> <th>配偶者控除額</th> <th>老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超え 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超え 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">控除適用無し</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の前年の合計所得額	配偶者控除額	老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超え 950万円以下	22万円	26万円	950万円超え 1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	控除適用無し	
所得控除の種類	所得控除額																																													
障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>1人につき26万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1人につき30万円</td> <td>精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>1人につき53万円</td> <td>控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	要件	障害者	1人につき26万円	精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など	特別障害者	1人につき30万円	精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など	同居特別障害者	1人につき53万円	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合																																	
区分	控除額	要件																																												
障害者	1人につき26万円	精神障害者保険福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている人など																																												
特別障害者	1人につき30万円	精神障害者保険福祉手帳に1級、身体障害者手帳に1級又は2級である人など																																												
同居特別障害者	1人につき53万円	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者控除に該当し、同居している場合																																												
ひとり親・寡婦控除 (現に婚姻していない人で子が扶養親族になっている場合や夫(妻)と死別、離別又は夫が生死不明である人で一定の要件に該当する場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td> <td>30万円</td> <td>現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> <td>ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	要件	ひとり親	30万円	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	寡婦	26万円	ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと																																				
区分	控除額	要件																																												
ひとり親	30万円	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと																																												
寡婦	26万円	ひとり親に該当しない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと																																												
勤労学生控除 (納税義務者自身が勤労学生である場合)	26万円 ただし、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得が10万円以下の人																																													
配偶者控除 (納税義務者の妻又は夫で、生計を一にし、かつ合計所得金額が48万円以下である場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の前年の合計所得額</th> <th>配偶者控除額</th> <th>老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超え 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超え 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">控除適用無し</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の前年の合計所得額	配偶者控除額	老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超え 950万円以下	22万円	26万円	950万円超え 1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	控除適用無し																															
納税義務者の前年の合計所得額	配偶者控除額	老人配偶者控除額 (令和5年12月31日で70歳以上の方)																																												
900万円以下	33万円	38万円																																												
900万円超え 950万円以下	22万円	26万円																																												
950万円超え 1,000万円以下	11万円	13万円																																												
1,000万円超	控除適用無し																																													

「令和6年度版」

配偶者特別控除 (納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合)	納税義務者の合計所得金額					
		0~900	~950	~1,000	1,000 超	
	配偶者の合計所得金額	48~95	33	22	11	控除適用 無し
		~100	31	21	11	
		~105	26	18	9	
		~110	21	14	7	
		~115	16	11	6	
		~120	11	8	4	
		~125	6	4	2	
		~133	3	2	1	
133 超	控除適用無し					
(単位：万円)						
扶養控除 (納税義務者の扶養親族で、生計を一にし、かつ合計所得金額が 48 万円以下である場合) 同居老親等※6 とは…納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常としている人	区分	控除額	備考			
	一般の扶養親族	1人につき 33万円	令和5年12月31日時点で16歳以上19歳未満または、23歳以上70歳未満の方			
	特定扶養親族	1人につき 45万円	令和5年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方			
	老人扶養親族 (同居老親等※6)	1人につき 45万円	令和5年12月31日時点で70歳以上の方			
	老人扶養親族 (同居老親等以外)	1人につき 38万円	令和5年12月31日時点で70歳以上の方			
基礎控除	合計所得金額	控除額				
	2,400万円以下	43万円				
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円				
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円				
	2,500万円超	控除適用無し				

「令和6年度版」

(4) 所得割の税率

課税総所得金額に対する税率は、下記のとおりです。

市民税	県民税
6%	4%

課税総所得金額以外の税率は、下記のとおりです。

課税所得の種類		税率	
		市民税	県民税
分離長期譲渡所得	一般	$A \times 3.0\%$	$A \times 2.0\%$
	優良住宅 (国や地方公共団体等に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合)	課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合	
		$A \times 2.4\%$	$A \times 1.6\%$
	居住用 (所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合)	課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合	
		$A \times 2.4\%$	$A \times 1.6\%$
	課税長期譲渡所得金額が6,000万円超えの場合		$1,440,000 + (A - 60,000,000) \times 3.0\%$
※Aは「課税長期譲渡所得金額」のこと			
分離短期譲渡所得	一般	$B \times 5.4\%$	$B \times 3.6\%$
	軽減 (国や地方公共団体等に土地等を譲渡した場合)	$B \times 3.0\%$	$B \times 2.0\%$
	※Bは「課税短期譲渡所得金額」のこと		
分離課税の上場株式等に係る配当所得		$C \times 3.0\%$	$C \times 2.0\%$
※Cは「上場株式等の配当所得金額」のこと			
株式等の譲渡所得等	上場分	$D \times 3.0\%$	$D \times 2.0\%$
	未公開分	$D \times 3.0\%$	$D \times 2.0\%$
	※Dは「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」のこと		
先物取引に係る雑所得等		$E \times 3.0\%$	$E \times 2.0\%$
※Eは「先物取引に係る雑所得等の金額」のこと			
山林所得		$F \times$ 「課税総所得金額に対する税率」	$F \times$ 「課税総所得金額に対する税率」
※Fは「課税山林所得の金額」のこと			
退職所得		$G \times$ 「課税総所得金額に対する税率」	$G \times$ 「課税総所得金額に対する税率」
※Gは「課税退職所得の金額」のこと			

「令和6年度版」

(5) 税額控除

ア 調整控除

調整控除は、所得税から住民税への税源移譲によって、個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において、所得税と住民税の人的控除（配偶者控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するために税額から控除するものです。

調整控除額					
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額					
1. 課税総所得金額が200万円以下の方					
①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額					
① 下記表の人的控除名称欄の控除の適用がある場合においては、同表の人的控除差額欄の金額を合算した金額					
② 課税総所得金額					
2. 課税総所得金額が200万円を超える方					
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額					
① 下記表の人的控除名称欄の控除の適用がある場合においては、同表の人的控除差額欄の金額を合算した金額					
② 課税総所得金額から200万円を控除した金額					
人的控除の種類		納税義務者本人の合計所得金額	所得税	市民税 県民税	人的控除の差額
障害者控除	普通障害	—	27万円	26万円	1万円
	特別障害	—	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害	—	75万円	53万円	22万円
ひとり親控除	父	—	35万円	30万円	1万円*
	母	—	35万円	30万円	5万円
寡婦控除		—	27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		—	27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人 (70歳以上)	900万円以下	48万円	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下	32万円	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	55万円以上 133万円未満	900万円以下	省略		適用無し
		900万円超 950万円以下			
		950万円超 1,000万円以下			
扶養控除	一般	—	38万円	33万円	5万円
	特定	—	63万円	45万円	18万円
	老人	—	48万円	38万円	10万円
	同居老親	—	58万円	45万円	13万円
基礎控除 基礎控除		2,400万円以下	48万円	43万円	5万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円	5万円*
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円	5万円*

(注) 表中の*印は調整控除の算出等に用いる金額であり、市・県民税と所得税の所得控除額の実際の差額とは一致しません。

「令和6年度版」

イ 外国税額控除及び配当控除

外国税額控除及び配当控除は、配当所得や外国の源泉所得に対する二重課税を排除するために定められています。

控除の種類	税額控除額						
外国税額控除 (外国にある所得について、その国の住民税に相当する税が課税されている場合)	1 所得税控除限度額						
	$\text{その年分の所得税} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{所得税控除限度額}$						
	2 県民税控除限度額 $\text{所得税控除限度額} \times 12/100$						
配当控除 (配当所得があり、総合課税を選択した場合)	3 市民税控除限度額 $\text{所得税控除限度額} \times 18/100$						
	課税総所得金額、課税分離長期(短期)譲渡所得金額、株式等の課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額及び分離課税の上場株式等に係る配当所得の合計額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
				1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
市民税		県民税	市民税	県民税	市民税	県民税	
利益の配当、剰余金の配当、金銭の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く)		1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

ウ 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除とは、所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除できることとしたものです。

住宅借入金等特別税額控除額	
<p>前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額</p> <p>ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額</p> <p>① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)</p> <p>② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)</p>	
市民税・・・住宅借入金等特別税額控除額の3/5	県民税・・・住宅借入金等特別税額控除額の2/5

「令和6年度版」

エ 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除

一定の上場株式等の配当等の所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、他の所得と区分して分離課税が行われ申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告をした場合は、所得割の課税標準に含めて課税し、所得割額から控除されます。

(ア) 市民税・・・配当割額又は株式譲渡所得割額の 3/5

(イ) 県民税・・・配当割額又は株式譲渡所得割額の 2/5

オ 寄附金税額控除

寄附金額のうち、適用下限額（2千円）を超える部分について一定の限度額まで市民税・県民税から控除するものです。

また、地方公共団体など特定の団体に寄附をした場合（ふるさと納税）は、基本控除額に加えて特例控除額が上乘せされます。

寄附金税額控除額	
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する額	
<ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税） 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新潟県又は胎内市の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新潟県又は胎内市で定めるもの 	
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超330万円以下	79.790%
330万円を超695万円以下	69.580%
695万円を超900万円以下	66.517%
900万円を超1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90.000%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合